

# 施策評価シート （評価対象年度：平成30年度）

## 1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	5 都市農地の保全	② 施策番号	5201
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	3 産業の活力が増し、賑わいと交流が生まれるまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	1 大地と海からの恵みとしておいしく安全な食料を供給し続けるとともに、魅力的な農業と漁業のあるまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	1 農業の振興		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
都市整備部	都市政策課		

## 2. 施策の現状把握

### [1] 施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	市街化区域内の農地
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	適正な管理を通じて都市農地の保全を図る。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態か、今後どのように変化していくと考えられるか)	平成29年度の都市緑地法等の改正により、都市農地を都市にあるべきものとなった。また、生産緑地法の改正により、指定後30年を経過するものについて特定生産緑地制度が創設された。2022年には指定後30年を経過することから、短期間の間に所有者の意向調査等を実施する必要がある。本市においても、2019年度から事務に着手する。

### [2] 施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 生産緑地地区追加指定面積 計算式	ha	都市農地を都市にあるべきものと位置付けたため、生産緑地を「みどり」として積極的に位置付ける観点から、追加により増加した生産緑地を指標とする。
② 特定生産緑地地区指定面積 計算式	ha	生産緑地地区指定後30年を経過する農地について、特定生産緑地として営農を継続する農地の面積を指標とする。
③ 計算式		

指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	備考	
① 生産緑地地区追加指定面積	ha	目標値	—	—	—	1	2	
		実績値	0	0	0.5	—	—	
		達成率						
② 特定生産緑地地区指定面積	ha	目標値	—	—	—	—	20	土地所有者の意向によるものであり、R4.7or11までに大半の生産緑地の今後の方向性が確定する。
		実績値					—	
		達成率						
③		目標値						
		実績値						
		達成率						

### [3] 施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標				総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化	
		指標名	単位	H29実績	H30実績	R1見込	H29実績	H30実績	R1見込	総合評価		今後の方向性
1	都市計画関連業務事業	都市計画審議会での答申数	件	2	1	2	12,442	15,471	31,671	A	ア	◎
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
計	1						12,442	15,471	31,671			

### 3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのよう貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	生産緑地を都市にあるべきものと位置付け、税制等の特例により、農業の振興に寄与する。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	市街化区域内農地は農地転用により、減少しているところであるが、生産緑地の追加指定により、若干、減少に歯止めがかかる。また、特定生産緑地制度の運用により、市街化区域内農地の今後の方向性を見極めることができ、都市農地の在り方を検討する一助になる。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	市街化区域内農地所有者からの相談・申出を受け、また、特定生産緑地制度については、全ての生産緑地所有者に対して通知し、説明会の開催等により周知を行い、法定手続きは市の権限である。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	生産緑地地区は都市計画法による地域地区であり、都市計画審議会の承認が必須であるため、適正であるが、特定生産緑地については、都市計画ではないため、反映が困難。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	特定生産緑地制度の導入により、市街化区域内において営農継続する方にはメリットがあるため、2022年までに必ず意向確認を行う必要があり、重点的に行う。

### 4. 一次評価(所管課評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
一次評価	B	2022年に生産緑地指定後30年を経過することから、従前の死亡又は故障による事由によってのみ農地転用が可能であったが、特定生産緑地への意向のない場合は、生産緑地指定後30年を自由に後転用がかかるようになるため、宅地化される懸念がある。	

### 5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	生産緑地地区の追加指定について、啓発を行うとともに、都市農地を「みどりの基本計画」に位置付けた。特定生産緑地制度の周知等について、2019年度から、実施する予定。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	特定生産緑地への意向確認を生産緑地所有者全員に対して行うことにより、都市農業の実態把握に努める
中長期的対応 (3~5年をめぐりに取り組む改善案)	—

### 6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
二次評価	B	生産緑地指定による都市農地の保全に向けた取組が適切に行われている。 今後の制度改正も踏まえた都市農地の保全対策について啓発、周知等の適切な対応を実施されたい。	